

令和8年度 子育てグループ活動助成事業実施要項

1. 事業目的

就学前の子育て世代が社会的に孤立することなく、生活向上と福祉の増進が図れることを目的に、当事者同士が情報交換や悩みの分かち合いや社会とのつながりを育み、安心で自立した暮らしを目指す。その主体的な活動において、条件を満たす子育てグループに対して活動費を一部助成する。

2. 実施 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

3. 助成対象となる活動

定期的に集まり、子育て中の親子同士が相談や情報交換を通じて、交流によるつながりが育まれる“場”となることを目的とし、主体的に取り組む活動。

4. 助成額

参加者から会費などを集めている活動であることを前提とし、対象となる活動には一部助成を行う。助成金額(年間上限)については以下のとおりとする。

回数	助成額(上限)
年間3回～5回	5,000円
年間6回～11回	10,000円
年間12回以上	17,000円

* 本事業は予算総額内で実施する。助成額は予算総額を申請団体数で按分して決定する。

* 善意銀行事業の状況によって助成金額は変更することがある。

5. 助成金を活用できる経費

費目	利用例
消耗品費	工作などに利用する材料・親子クッキングの材料や交流会参加者がその場で一緒に消費する茶菓子など
講師謝礼	親子向けのイベントや講座など、外部講師を要請し開催した場合の謝礼費
部屋代	交流場所として貸部屋を利用した場合の利用料
通信費	切手代
印刷費	広報に関するコピー代、写真印刷代など
保険料	スポーツ安全保険など(子ども1人あたり400円を助成)

6. 助成金を活用できない経費

- ①入園料(動物園、水族館、コンサート、いちご狩り)など、外食費、弁当代、駐車場代、個人が持ち帰るお菓子やプレゼント代
- ②グループとして共有できないもの
- ③個人の保険料※ただし、多世代交流館にて登録グループとして活動をする場合、スポーツ安全保険(1人につき800円)への加入が必須であるため、スポーツ安全保険加入に限り1人につき400円までは助成対象とする。

7. 対象期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

8. 申請期日 令和8年5月15日(金)

9. 申請対象・資格等

次に掲げる条件を満たすグループとする。

- ①三田市内在住で就学前のこどもとその保護者で構成されている
- ②三田市内で定期的に活動している
- ③5家族以上の会員で構成している
- ④団体内で役割分担がなされ、代表・会計等を置き、グループの財務処理が明確である。
- ⑤全市を対象に、常に広く参加者を呼びかけるためにパンフレット、チラシを作成、配布等を行う。
- ⑥パンフレット、チラシに善意銀行の活動助成を受け活動していることを明記する。
- ⑦社会福祉法人やNPO法人等、法人格を有していない。
- ⑧営利的、宗教的、政治的活動をおこなっていない。
- ⑨毎回謝礼が発生するグループ・サロン(趣味、稽古事、教室等とみなす)ではない。

10. 申請及び実績報告の手続き

(1) 申請

所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、申請期間内に提出する。

※以前の報告書が未提出の場合は申請できない。

(2) 報告

上・下半期ごとに所定の実施報告書、収支決算書、収支明細書に記入のうえ、領収書・レシート添付シートを合わせ、事業終了後に速やかに提出する。

実績報告の提出期限：上半期 令和8年10月30日(金)

実績報告の提出期限：下半期 令和9年4月16日(金)

(3) その他

助成金返還が生じた場合は、令和9年3月までに返還手続きを完了すること。

1.1. 審査方法

申請書の内容、年間事業計画書等を三田市社会福祉協議会で審査のうえ助成対象団体を決定する。助成団体には助成金交付決定書を交付のうえ、助成金の支払を行う。

1.2. 助成金の返還

団体が次の各号に該当したときは、交付した助成金を返還するものとする。

- (1) 虚偽の申請により助成金を受け取った場合
- (2) この要領の趣旨に違反した場合
- (3) 事業計画と活動実施に大きな変更が生じた場合（活動中止等未執行分）

<助成金に関する問合せ先>

三田市社会福祉協議会 地域福祉課 多世代交流係（担当：内垣・河津）

〒669-1546

三田市弥生が丘 1 丁目 1 - 2 サンフラワービル 2F

三田市多世代交流館 シニア・ユースひろば

受付時間 火曜日～土曜日 9：30～17：30

休館日 月曜日・祝日

TEL：562-8423 FAX：562-8424

E-mail: tasedai@sanda-shakyo.or.jp